

「BIS 規制」見直し

——第二次市中協議案の概要——

平成 13 年 1 月

金融庁

「BIS規制」: 経緯と今後の日程

- 現行BIS規制

1988年 バーゼル合意

1993年3月 経過措置終了(邦銀)

- 市場リスク(トレーディング
業務のリスク等)に関する修正

1996年 市場リスク規制公表

1998年3月 適用開始(邦銀)

- 今回の見直し

1998年3月 バーゼル委員会において検討開始

1999年6月 第一次市中協議文書の公表

2000年3月末 上記文書に対するコメント期限

2001年1月 第二次市中協議文書公表

2001年5月末 上記文書に対するコメント期限

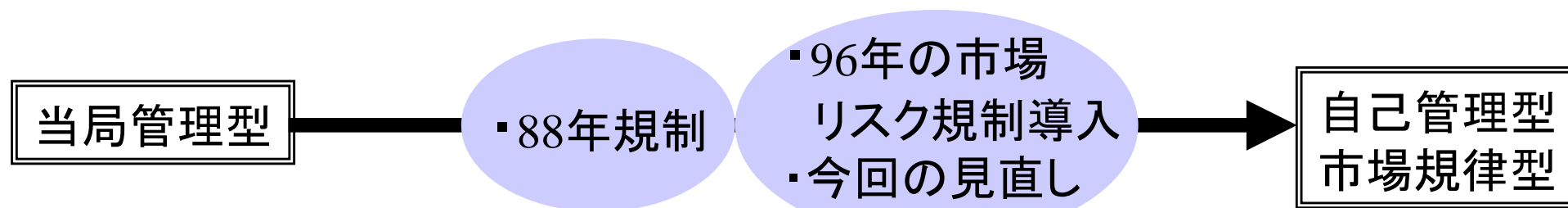
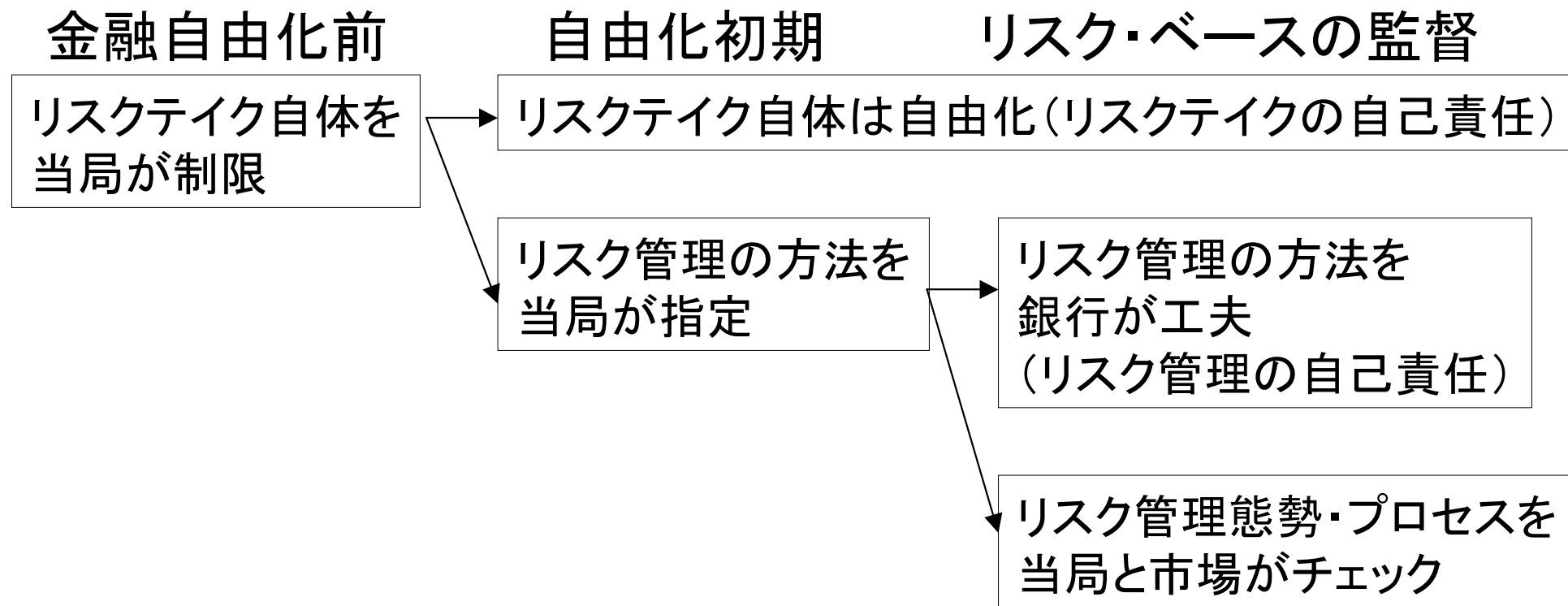
2001年末頃 最終案を公表予定

2004年 見直し基準の適用開始

「BIS規制」見直し 3つのポイント

1. 当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ
2. 銀行経営上のリスクをより正確に計測
3. 個人・中小企業向け融資の取り扱いを最終案確定までに検討

(ポイントの1) 当局管理型の監督から、 自己管理と市場規律を中心とした監督へ



金融業とリスクの複雑高度化



「BIS規制」見直しの3つの柱

1) 第1の柱

リスク計測の精緻化

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク}} \geq 8\%$$

← この測定を精緻化(外部格付、内部格付)

2) 第2の柱

銀行自身による自己資本戦略の策定

→ 当局によるレビュー(格付手法、与信リスク管理プロセス等)

3) 第3の柱

自己資本構成、格付手法等に関する開示の充実

→ 市場規律

(ポイントの2) リスク(BIS比率の分母)をより 正確に計算

信用リスク
(貸し倒れのリスク)

より正確な計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

市場リスク
(トレーディング業務のリスク等)

現行規制のまま

オペレーショナル・リスク
(事務事故や不正行為などによ
って損失が発生するリスク)

新たに計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

信用リスク計測の精緻化のイメージ

現状

一律のリスクウェイトを適用

政府向け	OECD
	OECD以外
銀行	
事業法人	
その他(注)	

(注) オフバランス項目等

見直し後

標準的手法
(外部格付を活用)

内部格付手法1
- 基礎的アプローチ
(デフォルト確率を銀行が判定)

内部格付手法2
- 先進的アプローチ
(倒産時損失率とデフォルト確率を銀行が判定)

(内部モデル 将来の検討課題)

銀行の選択肢

監督当局のレビュー(第二の柱)
市場規律(ディスクロージャー)
(第三の柱)

信用リスク計測の精緻化

(1) 標準的手法

(第二次市中協議案)

債権	現行		見直し後						
			AAA～ AA-	A+～ A-	BBB+ ～BBB-	BB+ ～BB-	B+～B-	B-未満	未格付
政府(注1)	OECD加盟国 0% その他諸国 100%	→	0%	20%	50%	100%	100%	150%	100%
銀行	OECD加盟国 20%	選択肢1 (注2)	20%	50%	100%	100%	100%	150%	100%
	その他諸国 100%	選択肢2 (注3)	20%	50% (注4)	50% (注4)	100% (注4)	100% (注4)	150%	50% (注4)
事業法人	100%		20%	50%	100%	100%	150%	100%	

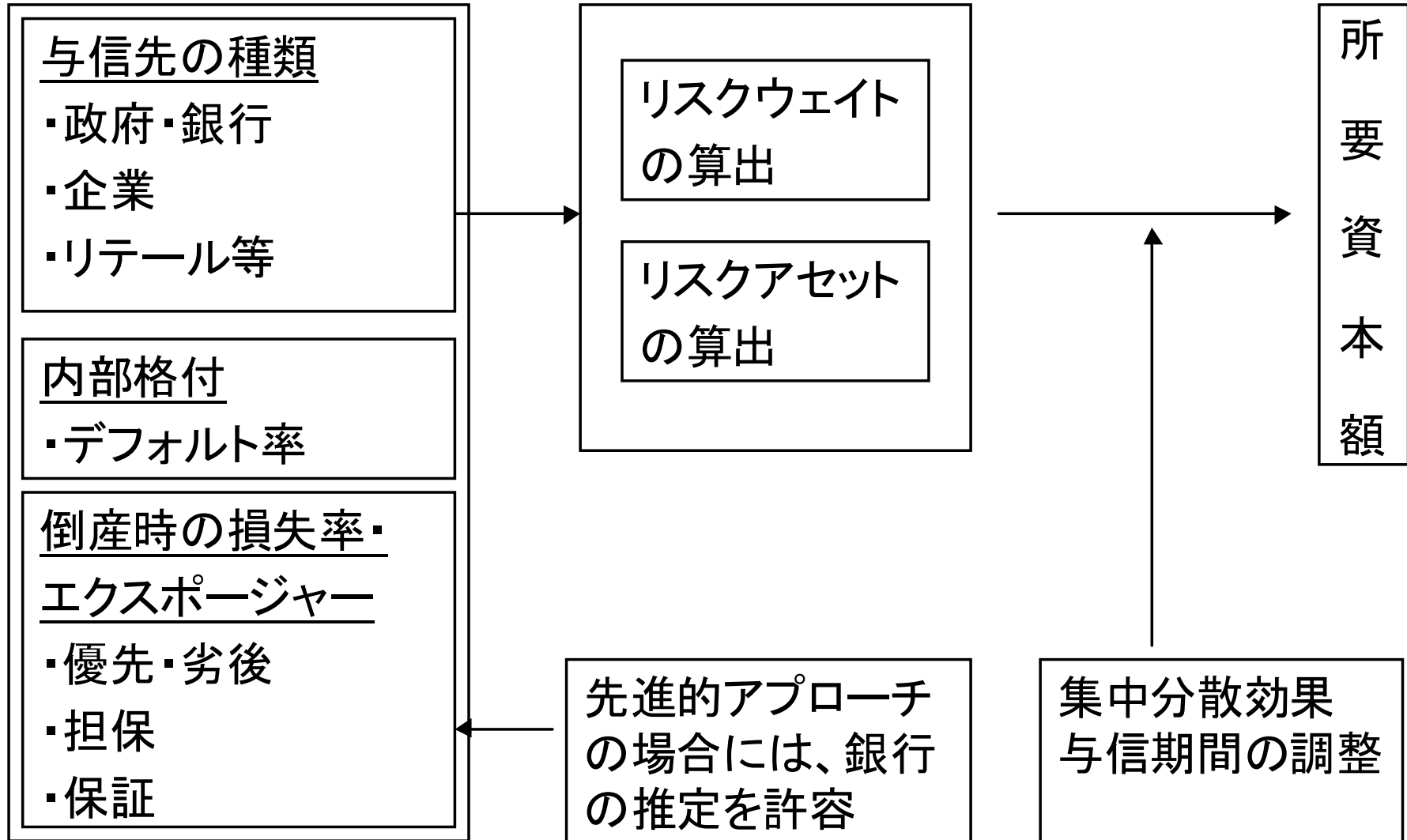
(注1)政府・中央銀行の自国通貨建借入については、当局の裁量により、低いリスク・ウェイトを適用可。

(注2)当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。

(注3)個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。

(注4)原契約期間の短い(例えば3カ月未満の)銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。

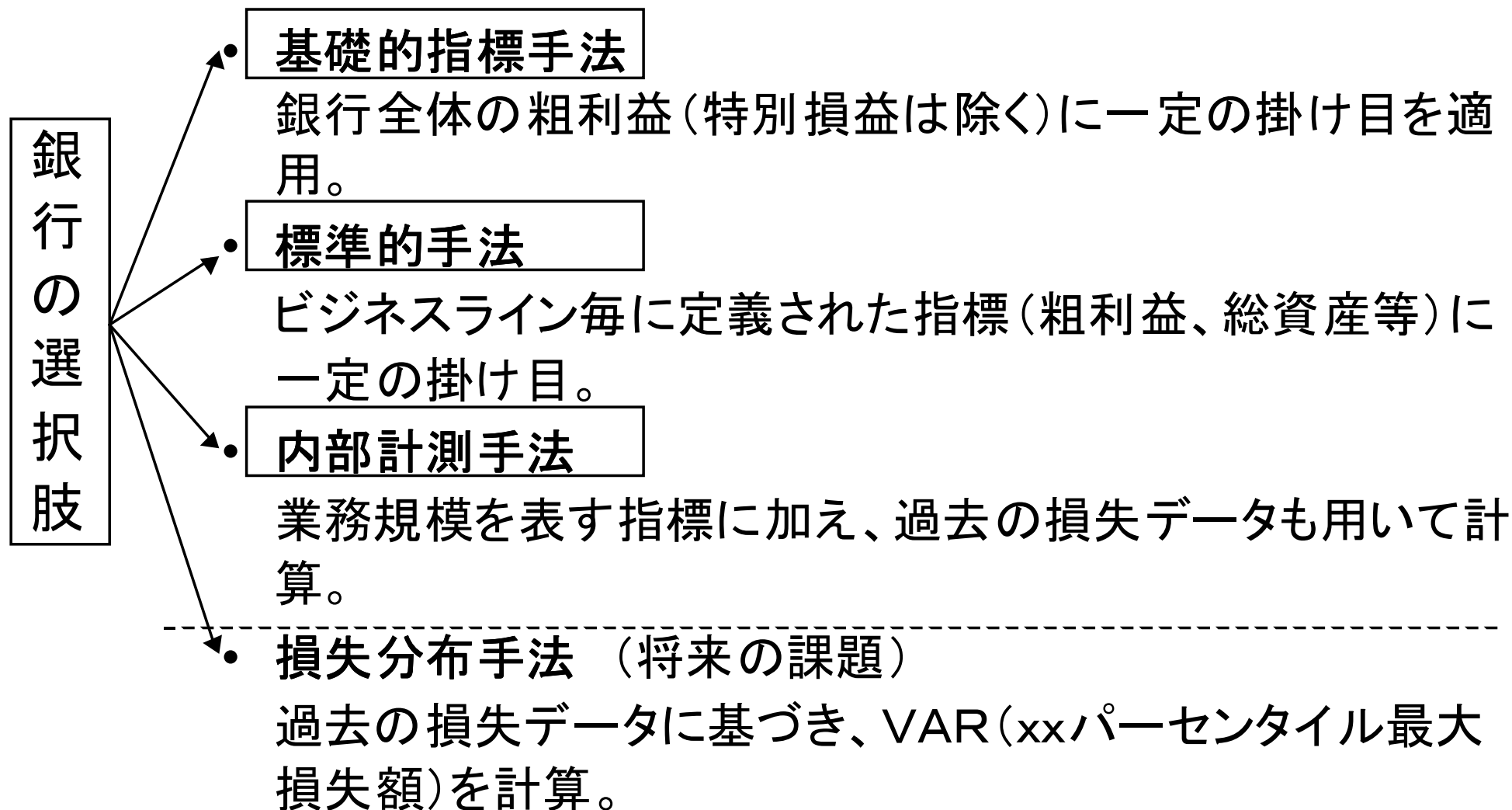
(2) 内部格付手法のイメージ



オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク） の計量化

1. オペレーショナル・リスクの増大
業務の高度化、アウトソーシングの拡大、
ITへの依存、訴訟
2. 銀行毎のリスク特性の多様化
信用リスク・市場リスクとオペ・リスクの比重が
銀行によって異なる
3. 信用リスク計測の精緻化にも対応

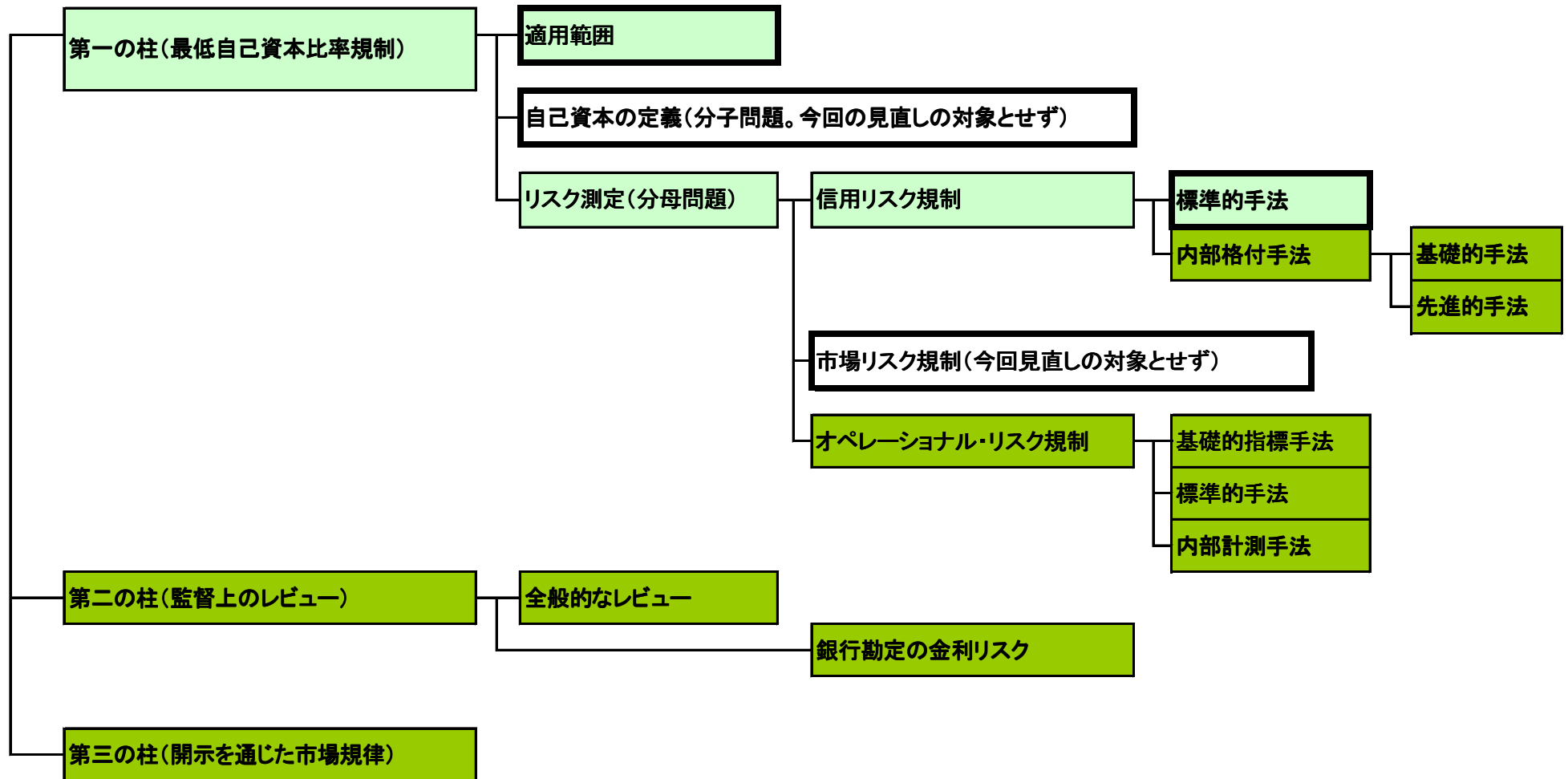
オペレーショナル・リスクの計量化



(ポイントの3) 個人・中小企業向け融資の 取扱い(最終案確定までに検討)

- 個人向け及び中小企業向け融資のうち一定のもの(リテール)の所要自己資本水準を、標準的な融資より小さくできないか検討。
- リテール以外についても、内部格付手法では、小口分散によるリスク削減効果を盛り込む。

(参考) 「BIS規制」見直しの骨格



(注)太線は現行規制に原型がある部分。

薄い網かけ部分は現行規制の見直しを行っているものであり、濃い網かけ部分は新規に作業を行っているもの。

我が国の現行自己資本比率規制の概要

国際統一基準

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン、有価証券含み益等)}}{\text{国債保有額} \times 0\% + \text{銀行向け与信} \times 20\% + \text{企業向け与信} \times 100\% + \text{住宅ローン} \times 50\%} \geq 8\%$$

(注)更に市場リスク等に関する所要の調整が行われている。

国内基準

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン等。有価証券含み益含まず)}}{\text{(国際基準と同じ分母)}} \geq 4\%$$